

無人航空機の安全対策について

これまで無人航空機の安全対策としては、特定の空域や飛行の方法で飛行させる場合に国土交通大臣の許可・承認を受けなければならない制度である「許可・承認制度」、無人航空機の所有者情報や機体情報を登録しなければならない義務的的制度である「登録制度」が運用されてきた。

また、無人航空機の利活用の拡大等のため、令和4年12月よりそれまで認められていなかった第三者上空での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）を可能とする新たな制度が開始された。具体的には、「機体の認証制度」に基づき認証を受けた機体を、「技能認証制度」に基づく操縦ライセンスを有する者が、「運航ルール」に従って操縦する場合であって、国土交通大臣の許可・承認を受けた場合にはレベル4飛行が認められるというものである。さらに、これまで許可・承認を行ってきたレベル4以外の飛行の一部についても上記制度の活用により個別の許可・承認を不要とすることとされた。



図1. 無人航空機の飛行のレベル

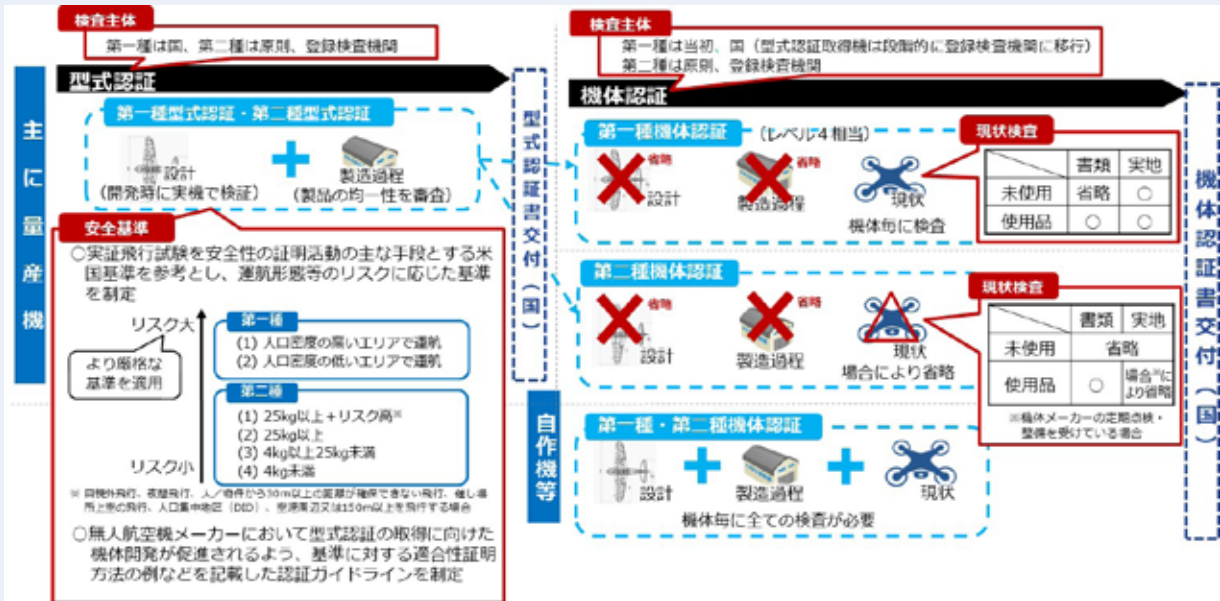


図2. 機体認証制度の概要

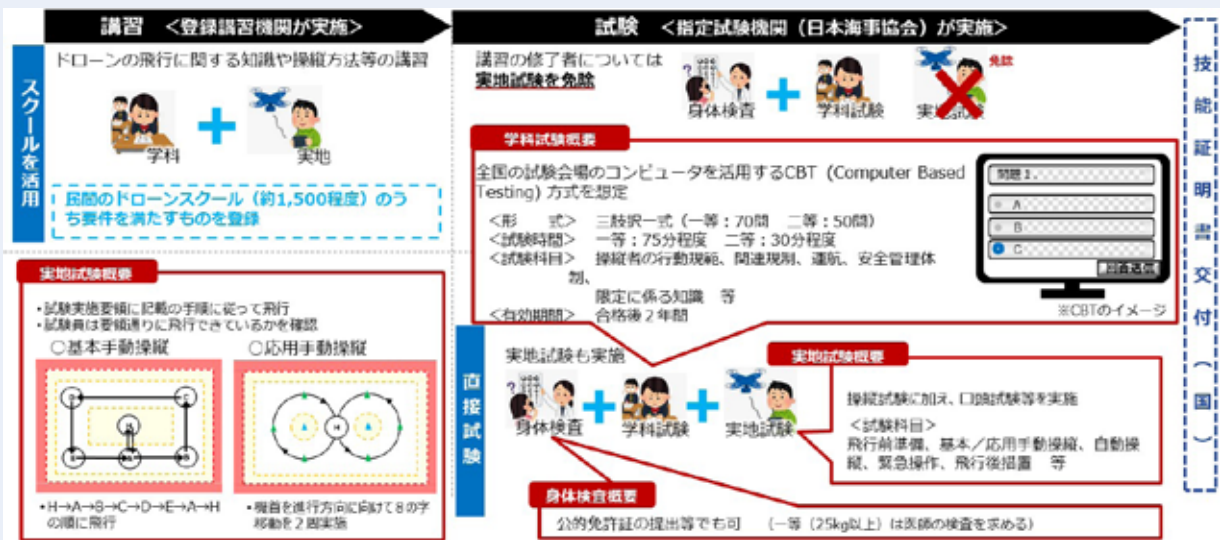


図3. 技能認証制度の概要